



熊本県公報

第 1 1 7 6 1 号
平成 20 年 12 月 2 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|-------------------|-------------|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定の解除 | (森林保全課) 1 |
| ○漁船保険義務加入の同意の承認 | (団体支援総室) 1 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) 1 |
| 公 告 | |
| ○平成20年度ふぐ処理師試験の実施 | (健康危機管理課) 2 |

告 示

熊本県告示第 1 0 4 6 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 6 条の 2 第 2 項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第 3 3 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 1 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字豊岡字瀬戸 1 0 3 3 番 2
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 1 0 4 7 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 2 7 年農林省令第 1 8 号。以下「省令」という。）第 2 6 条の 2 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項に規定する同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 1 6 年 1 2 月 3 日熊本県告示第 1 1 6 7 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 0 年 1 2 月 2 日限りで消滅するので、同条第 2 項及び省令第 2 6 条の 3 の規定により公示する。

平成 2 0 年 1 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

魚貫町加入区

熊本県告示第 1 0 4 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 0 年 1 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町川越字清水川 7 2 5 番 4、7 2 5 番 6、字井手口 7 2 6 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水川 7 2 5 番 4・7 2 5 番 6・字井手口 7 2 6 番 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**熊本県公告第809号**

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条の規定により、平成20年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成20年12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成21年2月8日（日）午前9時から
- 2 試験会場
熊本市春竹町481
常盤家政調理師専門学校
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票にはり付けること。）
 - (2) 受験手数料
13,400円
 - (3) 受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は、平成21年1月5日（月）から平成21年1月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の日の午前8時30分から午後5時30分までとする。（ただし、熊本市保健所においては午後5時まで。）
郵送の場合は、平成21年1月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (4) 受験の申込み
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は不合格とする。）
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。）
- 6 合格発表
 - (1) 合格者の発表は、平成21年2月24日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 問い合わせ
 - (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話 096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7190）に行うこと。
なお、郵便による願書の請求は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分まで

とする。ただし、初日は、午前 10 時以降とする。) 熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

8 その他

受験者は、受験票及び上履きを持参し、筆記試験においては筆記用具、実施試験については料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等調理の際に着用する衣服）及び専用の清潔な履き物を持参すること。